

食品表示基準の一部改正案に関する意見

意見の表題	意見・理由
健康被害情報の収集と医師の診断による情報の行政機関への提供	健康被害と疑われる情報を把握した場合は当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等に情報提供することを届け出後の遵守事項として食品表示基準に明記し、機能性表示食品の要件とすることに賛成します。ただし、健康被害情報の実行的な収集の仕組みの構築や速やかに公表する規定が必要であると考えます。引き続き検討を進めてください。
表示方法等の見直し	機能性表示食品は「国による評価を受けたものではない旨」、医薬品とは異なり「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」、摂取する上での注意事項等、表示の方法や表示位置などの方式等を見直す必要があります。ぜひ、文字のサイズについても規定してください。また、パッケージのキャッチコピーや広告等、消費者の誤認を招くような過度な表現を規制するルール化の導入を速やかに検討してください。
「いわゆる健康食品」を含む健康食品全般に関する制度の抜本的見直しについて	機能性表示食品は、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして消費者庁に届け出られた食品であることから、この制度は事業者任せといえます。今般の紅麹関連製品の事案を受け、「いわゆる健康食品」を含む健康食品全般の在り方を抜本的に見直すことが必要であると考えます。消費者の生命を守ることを優先した方向で新しい制度の検討を早々に開始してください。